（法附則第九条第一項第三号イ(1)の政令で定める額）

第十五条　第十一条の規定は、法附則第九条第一項第三号イ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ(1)」と、「同条第一項第二号」とあるのは「法第三十条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（法附則第九条第一項第三号ロ(1)の政令で定める額）

第十六条　第十三条第一項及び第四項の規定は、法附則第九条第一項第三号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「同条第一項第四号」とあるのは「法第三十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例）

第十七条　第十四条の規定は、負担額算定基準子どもが同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る法附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十四条各号列記以外の部分中「第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)」と、「第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する前条」と、同条第一号中「イからハまで」とあるのは「イ及びハ」と、「第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第十八条　法附則第九条第三項の規定により法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十三条の規定の適用については、同条第三項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで、第七号及び第九号」と、「合算額」とあるのは「合算額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」と、同項第一号中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「第四条又は」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロに掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第二号中「第二十八条第二項第一号イ(1)」と、「第五条又は」とあるのは「附則第九条第一項第二号イ(1)」と、「第五条又は」とあるのは「附則第十三条において準用する第五条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十三条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロに掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第三号中「第二十八条第二項第二号ロ(1)」と、「第六条又は」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第七号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ(1)」と、「第十一条又は」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」とする。

（法附則第九条第四項の都道府県の補助）

第十九条　法附則第九条第四項の規定による都道府県の補助は、毎年度、同条第一項第一号ロ、同項第二号イ(2)及び同号ロ(2)並びに同項第三号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる額の合算額の二分の一以内について行うことができる。

2　前項の規定により第二十三条の規定を読み替えて適用する場合における第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第三項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ」と、「法第二十八条第二項第一号」とあるのは「同項第二号イ(1)」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額」とあるのは「同項第二号ロ(1)の市町村が定める額、法第二十八条第二項第三号の市町村が定める額」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)の市町村が定める額、法第三十条第二項第三号の市町村が定める額又は法附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」と、「同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」とする。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第三号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改める。

附則第九条を附則第十一条とする。

附則第八条の二中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号。」を「による拠出金」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第八条中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号。」を「による拠出金」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第八条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。